

表彰規程（優良生徒表彰）

優良生徒表彰基礎条件

教場に1年以上在籍し、かつ出席状況良好な生徒で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 模範生徒表彰の基準に該当するもの（以下「A項」という）
- (2) 検定表彰の基準に該当する者（以下「B項」という）

前項の表彰の際は、A項、B項の区別をしない。

A項の基準

A項は各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 学習意欲旺盛で進歩の著しい者
- (2) 善行の著しい者
- (3) 努力の著しい者

B項の基準

B項は各号のいずれかに該当する者をいう。

- (4) 全珠連珠算検定において小学生以下で3級以上に合格した者
- (5) 全珠連珠算検定において中学生で2級以上に合格した者
- (6) 全珠連珠算検定において高校生以上で1級以上に合格した者
- (7) 全珠連暗算検定において1級以上に合格した者
- (8) 公益社団法人神奈川県珠算連合会主催珠算応用検定において1級以上に合格した者

前項各号のそれぞれにおいて被表彰時の等級よりも上級に合格したときは改めて申請できるものとする。

申請者

- (1) 教場における表彰対象者の申請は、当教場の教師とする。
- (2) B項表彰で、教場に所属しない一般個人の申請は保護者が行う。ただし、表彰該当者が20才以上の場合には、本人が申請することができる。

申請の制限

- (1) 同一回において、A項およびB項の双方において、表彰をうけることはできない。
- (2) 同一期間内において、表彰対象となる2個以上の等級に合格し、B項表彰を受ける場合は上級にて申請する。